

# 岡山パブリック通信

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

平成24年3月13日発行 第4号

## ◆◆特 集◆◆

### 福祉の現場で活用！ 各種法的手続きを知ろう

「利用者の方の必要な支払いができない！どうしたらいいの？」

福祉・医療のサービスや施設の利用者の方の金銭管理をしているが、限界を感じるとか、一番大切な施設利用料の支払いすらできない・・・。そういったご経験はおありではないでしょうか。そんなときはどうしたらよいのでしょうか。

まずは、そういったことがなぜ起きているのか原因を探る必要があります。大きく分けると、①金銭管理がうまくいっていない、②借金などの債務が多すぎて必要な支払にお金が回せない、③そもそも生活が成り立たないほど収入が少ない、の3つのいずれか、あるいはそれらが複数組み合わさってそういったことが起こっているのではないでしょうか。原因別にどうしたらよいのかを考えてみたいと思います。

#### ①金銭管理がうまくいっていない

利用者ご本人にお金がないわけではないのだけど、不必要的ものをたくさん買ってしまう、あるいは訪問販売などで分割払いの債務が溜まってしまうなどの場合がこれにあたるといえます。

この場合には、ご本人の金銭管理を援助してくれる人をつけるという方法があります。社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用するとよいでしょう。

#### ②借金などの債務が多すぎる

借金などの債務が多すぎる場合には、その債務を整理していく必要があります。これを、「債務整理」といいます。

一口に「債務整理」といっても、貸金業者に返しすぎたときに発生する過払金を返してもらったり、分割返済の交渉をしたりして整理する「任意整理」、裁判所の手続きを利用して借金を全て払わなくてよいようにするための「破産」、その中間形態として、同じく裁判所の手続きを利用して、借金を一部棒引きしてもらって、分割で返していく「個人再生」という3つの方法があります。

#### ③収入が少ない

利用者さんの収入が少なすぎて、そもそも生活が成り立たない。このような場合には、「生活保護」の制度を利用することによって、生活保護費を国から出してもらうという方法があります。

今回は、どのような制度があるのかの紹介にとどまってしまいましたが、次回以降は、今回ご紹介させていただいた各制度について詳しく紹介させていただけたらと思います。

### 交通事故相談が無料になりました！

ただし、民事上のものに限り、刑事事件・行政処分についてのご相談を除きます。◎このほかの無料相談については法律扶助を利用できる場合もありますので、まずはお電話でお尋ね下さい。

配信をご希望されない方は、大変お手数ですが086-803-3677まで、下欄チェックの上ご返信下さい。

配信停止希望

お名前 ( )

★★★★★弁護士法人岡山パブリック法律事務所（岡山弁護士会所属）★★★★★

本部：弁護士榎本康浩 河端武史 中原文子 吉川拓威 邊公律 藤井嘉子

岡山大学内支所：弁護士 水谷 賢 西尾史恵

津山支所：弁護士 高木成和 小堺義弘 木島紗千恵 押田朋大

玉野支所：弁護士 高橋吉保 弁護士 豊芦弘（4月1日より）